

# ○建築基準法に基づく確認審査・検査に係る手数料の改定

R7.4.1 香川県

## 1. 建築物

(円)

床面積の合計	確認申請等	計画変更	中間検査	完了検査 (中間検査なし)	完了検査 (中間検査有)
$A \leq 30\text{m}^2$	11,000	左記において、当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1の面積に、床面積が増加する部分がある場合はその部分の床面積を加算した面積として、手数料を算定。  (変更前の確認が移転、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途変更の場合も同じ。)	27,000	29,000	29,000
$30\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	19,000		33,000	36,000	35,000
$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	28,000		42,000	46,000	45,000
$200\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	38,000		44,000	49,000	47,000
$300\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	52,000		45,000	52,000	50,000
$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	87,000		55,000	59,000	57,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	135,000		73,000	75,000	71,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	250,000		170,000	170,000	160,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	420,000		270,000	270,000	260,000
$50,000\text{m}^2 < A$	810,000		550,000	550,000	520,000

※床面積の合計の考え方

### 【確認申請等及び完了検査】

- ・ 建築物を新築、増築、改築する場合は、当該申請に係る部分の床面積とする。
- ・ 建築物を移転、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途変更(確認申請等のみ)する場合は、当該申請に係る部分の床面積の2分の1の面積とする。

### 【中間検査】

- ・ 共同住宅(床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。)にあつては当該建築(移転を除く。)に係る部分の床面積のうち特定工程に係る階の直下階の床面積について算定し、その他の場合にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。

## 省エネ適判に代えて確認審査時に仕様基準により評価する場合の加算額

(円)

区分	床面積の合計	仕様基準	
		確認申請等	計画変更
住宅(戸建)	$A < 200\text{m}^2$	16,000	8,000
	$200\text{m}^2 \leq A$	17,000	8,500
住宅(共同)	$A < 300\text{m}^2$	29,000	14,500
	$300\text{m}^2 \leq A < 2,000\text{m}^2$	45,000	22,500
	$2,000\text{m}^2 \leq A < 5,000\text{m}^2$	71,000	35,500
	$5,000\text{m}^2 \leq A$	92,000	46,000

## 2. 建築設備

(円)

種別	確認申請等	計画変更	完了検査
・エレベーター ・エスカレーター ・定期報告対象建築物に設置する特定建築設備	27,000	14,000	41,000
・小荷物専用昇降機 (テーブルタイプを除く)	13,000	6,000	32,000

## 3. 工作物

(円)

種別	確認申請等	計画変更	完了検査
工作物	19,000	10,000	32,000